

姫路市DKD連携システムに係る姫路市栄養食事指導事業実施要領

令和元年10月作成

令和5年4月改定

令和7年4月改定

(目的)

栄養指導を受ける機会のない患者に対し、管理栄養士の介入による栄養食事指導を実施することで、糖尿病の重症化を予防するもの

(利用対象者)

姫路市民の糖尿病患者で、管理栄養士による栄養食事指導が必要にも関わらず、連携登録医で栄養食事指導を受ける機会がない者

(利用手順) 別紙4「姫路市栄養食事指導事業の流れ」、(様式1)(様式2)参照

1. 医療機関から保健所へ「姫路市栄養食事指導申込書兼指示書」(様式1)を送付
2. 申込受付後、保健所から医療機関へ「決定通知」(様式1下欄)を送付
3. 利用者と日程等調整の上、患者宅、医療機関及び保健センター等希望の場所へ、管理栄養士を派遣し、栄養食事指導を実施
4. 実施後、「姫路市栄養食事指導記録」(様式2)を医療機関へ送付

(実施内容)

1. 実施時間：約30分～1時間程度
2. 実施回数：基本的には6か月後に2回目(継続指導)とし、最大3回までの利用
3. 実施場所：利用者自宅、保健所・保健センター、医療機関、その他より選択申込
4. 利用料金：無料
5. 派遣栄養士：(公社)兵庫県栄養士会の会員で、在宅栄養ケアに関する知識や技術を習得している管理栄養士を派遣
6. 指導内容の例
 - ① 食事指導：糖尿病・腎臓病等の食事療法、減塩指導など
 - ② 調理指導：調理の工夫、食品の選び方など
 - ③ 退院後の食事の作り方、総菜や外食の選び方

(問合せ・申込先)

姫路市保健所健康課 健康増進担当

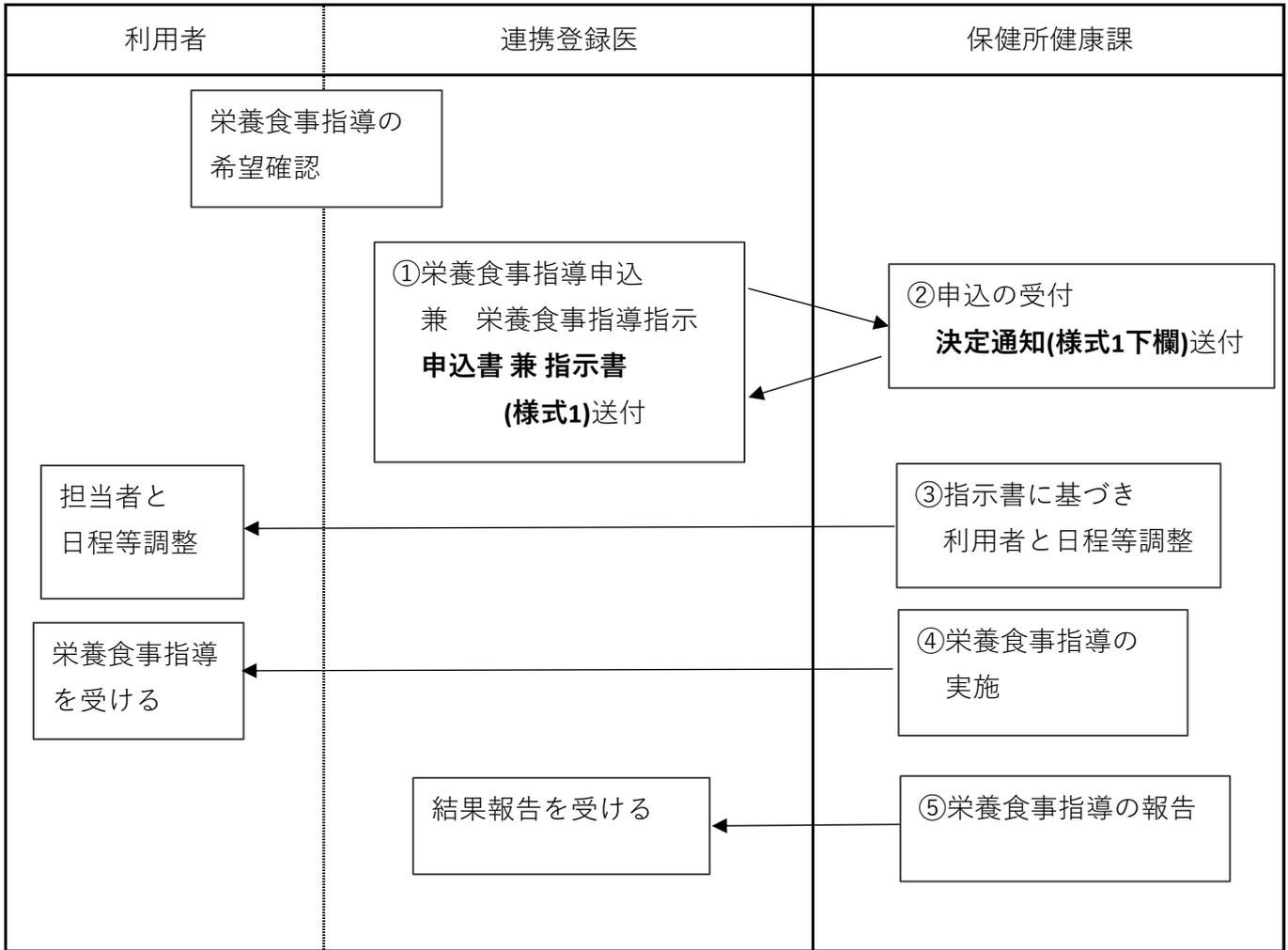
〒670-8530 姫路市坂田町3番地

TEL：079-289-1697 FAX：079-289-0210

E-mail：hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp

※当事業を利用するためには、連携登録医または紹介先医療機関の登録が必要

姫路市栄養食事指導事業の流れ



- 【利用対象者】 糖尿病のある患者で、栄養士の介入が必要にもかかわらず、連携登録医（かかりつけ医）で栄養食事指導を受ける機会がない者
- 【利用について】
- ・利用者負担：無料
 - ・基本的には6か月後に2回目(継続指導)を実施。連携登録医の指示により、患者1人につき最大3回目までの利用可
- 【診療情報提供料支払】 医師会を通じ各医療機関へ支払い
1件につき2500円+消費税相当額

※栄養食事指導事業を利用する医療機関は、名簿登録（連携登録医または紹介先医療機関）が必要